

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」
ワーキンググループ（労働環境） 第7回会議 議事概要

1 日時

令和4年1月26日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県国際交流協会 2階 アイリスルーム

3 出席者

14構成団体

（構成団体）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋市、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際人材協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県（順不同）

4 議事

- （1）在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について
- （2）意見交換
 - ・特定技能制度及び水際対策の現状等について

5 主な発言内容

（事務局）

ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ（労働環境）の第7回会議を開催いたします。

始めに、ワーキンググループ（労働環境）の事務局である愛知県産業人材育成課課長の野田からご挨拶申し上げます。

（愛知県（産業人材育成課））

本日は大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染拡大の抑制に向けたまん延防止等重点措置の期間中ではありますが、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の労働環境ワーキンググループは、外国人材等の労働環境の整備について、情報共有や相互連携を図ることを目的とするものでありまして、今回は7回目の会議となります。

これまで直近の2回はコロナの影響により、書面による開催となりました。

今回につきましては、まん延防止等重点措置の期間ではありますが、各構成団体及び関係機関の皆様様の現場での状況等、タイムリーな情報を共有し、これらにおける外国人材の支援策等に反映できればと思ひまして、こういった対面での開催といたしました。

本日は、感染防止対策のため、窓を開けておりますので、窓側が特にですが、室内は少々寒いとは存じますが、よろしくお願ひいたします。

さて、国外からの出入国につきましては、昨年の11月に一時的に制限が緩和されましたが、現在のオミクロン株感染拡大により、現在も出入国ができない状況が続いております。

長引くコロナ禍は、外国人材の雇用状況に大きな影響を与えているところでございます。本会議を通じまして、本県で働く外国人材の雇用が守られ、人材不足の分野などで活躍するなど、安心して働ける環境整備につなげて参りたいと考えております。

本日ご参会の皆様方から、忌憚のない意見をいただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

本日は、東海農政局様、中部地方整備局様、愛知県商工会議所連合会様及び日本労働組合総連合会愛知県連合会様が都合により欠席となっております。

出席者は、事務局を含め14団体からご出席をいただいております。

出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事(1)の「在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について」、特にコロナ禍における在留外国人の現状や、その支援策を中心にご説明をいただきたいと思ひます。

また、特定の方に関する受入れ状況や取組、水際対策に関する状況につきましては、この後の意見交換の中で、ご説明いただきたいと思ひます。

なお、時間の都合上、質問は最後にまとめてお聞きするということにします。

では、名古屋出入国在留管理局からご説明いただきます。

(名古屋出入国在留管理局)

それでは、入管庁としての取組の紹介と、前回書面開催の資料の補足の説明について、また、名古屋入管独自の取組紹介についてお話をさせていただきます。

まず、平成30年の12月に関係閣僚会議におきまして閣議決定等ありました、外国人材の受入れ共生のための総合的対応策につきましては、昨年6月15日付で、3回目の改定を行いました。

こちらは本日配布資料にはございませんが、今回の改定につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響によりまして、明らかとなった課題を踏まえ、

外国人材の受入環境をさらに充実させるという観点を盛り込んだ改定となっております。入管庁のホームページで公開しておりますので、またご確認ください。

続きまして、こちらも配布資料はありませんが、入管庁の共生社会実現のための取組の一つといたしまして、日本に在留する外国人が安全安心に生活就労できるようにするために必要な基本情報を、政府横断的に取りまとめて掲載をいたしました、「生活就労ガイドブック」という冊子があります。特定技能制度の支援計画の一部である、生活オリエンテーションの中でもよく使用されております。こちらにつきましては、すでに入管庁のホームページの中のポータルサイトにおきまして多言語化で情報発信していますが、今年度を目処に改訂することとしております。

こちらも新型コロナウイルス感染症に伴う記述が増えておりまして、これらの状況を踏まえた内容となっております。入管庁のホームページの中の、外国人生活支援ポータルサイト内で、多言語で、日本語、やさしい日本語を含めた15言語で公表しておりますので、こちらにつきましても、改訂版が公表となり次第ご確認をお願いいたします。

次に、オンライン申請につきましてご説明をさせていただきます。

現在、外国人からの在留諸手続について、オンライン申請をもうすでに実施し、在留資格の変更ですとか、期間の更新、在留資格の取得という各種申請について、所属機関の職員の方々等からの申請に限定しているところではございます。先ほど申し上げました総合的対応策の施策となりますが、今年度中を目途に、窓口の緩和や申請人の利便性向上の観点から、オンライン申請の対象を拡大すべく、外国人本人さんからの申請ですとか、対象となる在留資格を拡充することで、現在調整をしています。

こちらにつきましては、今パブリックコメントを実施しております。これが終わり次第、オンライン申請を開始する方向でおりますので、こちらにつきましても、また開始できる段階で、ご案内できると思いますので、入管庁のホームページをご確認ください。

続きまして、名古屋入管独自の在留支援の内容につきまして、お話をさせていただきます。

名古屋入管につきましては、関係機関の皆様方と綿密な連携を進めておりますが、従来の規制行政ですとか、在留管理といった厳しいイメージではなくて、寄り添うというような姿勢をモットーとして、在留外国人のための情報提供や相談対応に取り組んでおります。

例えば、充実した相談窓口の整備といたしまして、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、小牧市、浜松市等が設置しております一元的相談窓口は、月1回のペースで入管職員を派遣いたしまして、無料で相談業務を行っております。

これにつきましては、入管が持っている情報や知識を最大限活用いたしまして、抽象的な案内にとどまらないように、各個人に合わせた専門相談を実施しております。相談者本人に複数の選択肢をお示しすることで、ご本人さんの相談する内容を解決していくということをモットーに取り組んでおります。

また、今日お配りをさせていただいた資料の中に、フェイスブックの案内と名古屋入管相談窓口のチラシをお配りさせていただいております。

昨年の6月1日になりますが、名古屋入管1階のインフォメーションセンター内に、在留支援、相談窓口の「FRAT」を開設いたしました。

こちらは、名古屋入管に来られた外国人の方々ですとか、その関係者の方々を対象に、在留資格のこと、疑問に思われていること等、相談を受けて解決しています。

また、入管の所管外の相談があった際も、各関係機関の方々と連携を取りまして、外国人の方々が目的の場所に迅速に到達できるように努めております。

この「FRAT」ですが、書面開催の際にもお配りさせていただきましたが、本年の3月1日から、当局がナビダイヤルを導入することになっておりまして、電話番号が変わりますので、その関係で今回添付させていただきました。

また、名古屋入管のその他の取組といたしまして、そのチラシの1枚目にありますとおり、SNSを活用いたしました情報発信といたしまして、一昨年の12月からフェイスブックの運用を開始しております。

こちらにつきましても、入管の在留の手続きですとか、在留資格に関する情報だけではなく、コロナの関連情報や在留支援の取組紹介なども多言語で発信しております。

そして最後になりますが、資料3番のチラシになります。

昨年の12月になりますが、JICA中部さんとの共催によりましてデジタルフォーラムを開催いたしました。

JICA中部さんと入管、両者が共同連携を図ることで、外国人材の受入れと、共生社会の実現を推進できると考え、その第一歩といたしまして、このフォーラムを共催で実施することとなりました。

全国の地方の入管局といたしましては、初の試みとなりました。

このフォーラムにつきましては、多文化共生に高い見識をお持ちの名城大学近藤先生を基調講演にお迎えいたしまして、先生には、第二部もファシリテーターをお願いいたしました。第二部では、外国人の支援といたしまして、各方面でご活躍をされている方々、国市町村、企業、あと地域で活動されている団体の方々ですとか、多方面の方からご登壇いただきまして、この在留外国人の支援のあり方につきまして、パネルディスカッションを実施いたしました。こちらの内容につきましては、現在JICA中部さんのホームページにて、1月末まで限定公開しておりますので、またお時間がある時にご覧になってください。

「外国人材の雇用状況」

(愛知労働局)

私からは、資料4外国人雇用状況報告の関係届出状況につきまして、若干ご説明をさせていただければと思います。

この資料につきましては、大変申し訳ございませんが、令和2年10月末現在ということで、令和3年の10月の状況につきましては、近々に厚生労働省から示されて、

その状況を取りまとめた上で、ご報告させていただきます。

古いデータで大変申し訳ございませんが、こちらでご説明させていただきます。

まず、資料ナンバー4の表紙のところになります。説明書きの4行目から、この外国人雇用状況届出につきましては、すべての事業主に、外国人労働者について確認をして厚生労働大臣に届け出ることが、義務付けられている状況になっております。

厚生労働大臣に出すというものを、ハローワークの方に出していただきというような形になっております。

その状況でございます。1ページ目をご覧くださいと思います。

集計結果のポイントでございます。一番上から、外国人を雇用している事業所につきましては、21,521ということで、対前年に比べ、11.0%増加しているという状況でございます。

また、その二つ目のマルですね、外国人労働者数につきましては、175,114人ということで、これにつきましては対前年比、若干ですけれども5名ほど減少しているという状況になります。

これは、コロナ禍の影響によって離職した方も多く、減少となっているところであります。

最後のところでございますが、外国人の事業所及び労働者数とも、ここは全国2位にということになります。1位が東京、2位が愛知、それから3位が大阪という状況になっています。

1枚めくっていただき、2ページ目のところになります。こちらの別表の方になりますが、国籍別、在留資格別の外国人労働者の状況になっております。

一番上が外国人労働者の出身国で多いもので一番がベトナムとなります。令和元年は1位がブラジル、2位がベトナムですが、令和2年につきましては順位が入れ替わっている状況でございます。

それから、外国人労働者の在留資格で多いものところですが、まず一番が永住者、そのあとはやっぱり技能実習です。

下の方のグラフを見ていただくと、真ん中のグラフの右側です。身分に基づく在留資格が46.6%で、やはりブラジルの方が一番多い。その横の技能実習ではベトナムの方が多いという状況になっております。先ほど申し上げたとおり、外国人労働者の出身国で多いベトナムからかなりの実習生が入っていると報告されている状況から読み取れます。

続いて、3ページを御覧ください。愛知県の状況でございます。名古屋地域が最も事業所数としては多いということになります。産業別で見ますと、やはり愛知県の基幹産業でございます製造業が最も多いという状況が、この円グラフ等で、見て取れるのかなと思われま。

そして、少し飛びます。7ページまでよろしいでしょうか。7ページの上のところ、地域別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数でございます。

外国人の方につきましては、製造業で働いている方が多く、これコロナの影響で、

西三河等の特に製造業系の事業所が多い所で、外国人労働者数がかなりマイナスとなっております。

その下の表は、各ハローワークに届け出があった数字になっておりますが、見ていただく通り、西三河であります豊田とか刈谷が大きな減少というのが見てとれるのかなと思われまます。

それから、15ページに飛びます。一番下の労働者数（産業別、事業所規模別）を見ていただくと、コロナの影響によって、製造関係系が離職者等が増えていくことによって対前年からマイナスということ、それから飲食、宿泊業、こちらの方についても、コロナの影響によって労働者数が減少しているということになります。

それから、必ず私たちが注意しなきゃいけないなというところは、サービス業で（他に分類されないもの）こちらにつきましては、実は派遣業が含まれています。外国人労働者の方は、主に派遣を中心に働いている方が多いということもあり、こちらがマイナス7.9となっております、コロナの影響でかなりの外国人労働者の方が大きな影響を受けたということが見てとれるのかなと思います。

17ページを御覧ください。全国の外国人労働者数でございます。先ほども話をさせていただきましたが、愛知県が2位ということですが、東京が1位で、大阪が3位というような状況であります。

また、飛んでいただき、19ページになります。

産業別の外国人労働者数となります。見ていただいた通り、愛知では製造系が特に多いということが、こちらでは見てとっていただけるのかなと思っております。

この外国人関係の労働者数ですが、ちょっと資料はなくて大変申し訳ないのですが、令和2年にハローワークで求職申込みをされた方、令和2年の10月で見ると、10,152人の方がハローワークでお仕事を探しているということになります。

1年前の同じ10月と比べると、5,805人の減少ということで、かなり求職者の方が減って、就職ができていますのかなというふうに思われますが、コロナの影響でなかなか就職できない、もしくは、やっぱり、日本語にちょっと難があるから、という方が今、残ってしまっているという状況でもあり、厚生労働省の施策としましては、日本語がちょっと無理な方につきましては、日本語学校ではないそういう勉強もできる場等をあっせんさせていただきながら、日本語を勉強していただいて、就労に結びつけていく状況であります。なかなかそういった所も上手く行っていないのが現実かなというふうに思っております。

「外国人技能実習生の状況や支援策について」

（外国人技能実習機構）

外国人技能実習機構では、技能実習の適正な実施と実習生の保護を目的として、監理団体と実習実施者に対する検査等、技能実習計画の認定に係る業務、技能実習生からの申告・相談対応等を行っております。

名古屋事務所担当区域は、愛知、岐阜、三重、静岡の4県となりますが、これまで、昨年12月末現在で、累計で13,178件、実習実施者届出が出ております。

実習実施者に対しましては、3年に1回程度の頻度で、定期的に実地検査を行うこととしており、実地検査においては、認定計画に従って、技能実習が行われているか、賃金不払い等の労働関係法令違反がないか等を確認しております。

名古屋事務所においては、現在、人員の不足とコロナの影響もありまして、思うようには進んでいない状況ではありますが、実習生の失踪関係、労災事故の発生等で行っております臨時の実地検査を含めまして、令和2年度に合計2,773件、令和3年度は12月末現在で、合計3,241件の実地検査を実施しております。

技能実習計画認定申請数につきましては、令和元年度に72,980件ありましたが、令和2年度が45,649件、令和3年度は12月末現在で28,192件と大幅に減少しております。直近では昨年10月、水際対策の緩和期待から、月4,758件まで回復しておりましたが、オミクロン株の影響により、11月は3,979件、12月は2,605件、1月は、昨日25日現在で1,113件と、再び低調に推移しております。

実習生から申告・相談対応につきましては、技能実習機構本部にあります、母国語相談や、公益通報窓口を経由するもののほか、名古屋事務所への直接の電話、来所による相談がございますが、このうち監理団体への指導等、個別に対応した相談件数は、令和元年が81件、令和2年度が87件、令和3年度は12月末現在で114件と、増加傾向にあります。

主な相談内容が技能実習制度に関する質問、残業代、割増賃金の不払い、有給休暇の付与などに関する労働条件の不满、途中帰国、転籍、実習先変更に関する相談となっています。

コロナ禍におきましては、技能実習終了後の帰国困難者からの相談を、実習生からの相談に加えて受付対象としておりますが、監理団体が帰国の手配をしてくれない、しびれを切らし実習生が航空券を手配したところ、監理団体が航空券代金の全額を負担してくれないといった、相談が寄せられています。

機構としては、本人の了解の下、監理団体に対し、技能実習制度上、実習生に帰国旅費の一部を負担させることは認められないこと、本人の事情を説明し、理解を求め適切に対応するよう指導、助言しております。

技能実習の実施が困難となった場合は、外国人実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出することとなっておりますが、このうちコロナ関連での届出については、名古屋事務所では、入国に至らなかったものを含めまして、令和2年度が合計4,232件、令和3年度が12月末現在で2,336件となっております。各年度とも約6割がコロナ禍の状況を踏まえまして、実習を中止して早く帰国したい、入国のめどが立たないので、もう実習を取りやめたいと言った実習生側の都合で、残り4割が受注減少と実習実施者側の都合となっております。

実習実施者側都合の場合で、技能実習が途中で終わってしまう場合には、監理団体が、実習生の希望を踏まえ、転籍、実習先の変更支援をすることとなっております。

機構では、監理団体向けに実習先変更支援サイトというものを運営しております。こちらを利用するなどして、新たな受入れ先を監理団体さんを探していただい

ております。

機構では、監理団体が行う転籍支援をフォローアップしつつ、新たな実習実施先が確保できないということであれば、実習生本人からの申し出を受け個別に、機構が直接転籍支援することとしております。

それでは、一般の広報資料の部分の説明は資料を見ていただきたいと思います。

1枚目の部分ですけれども、外国人技能実習機構の本部では、従前から電話、メールによる受付を行う8か国対応の母国語相談窓口を開設しておりますが、昨年4月21日、暴行や脅迫等の緊急事案に関する専用窓口として、「技能実習SOS緊急専用窓口」を設置し、専門チームが情報共有、分析、緊急性の判断を行い、必要に応じて地方事務所に対応方針を示すなどして、迅速に対応することとしております。

母国語相談の電話は、フリーダイヤルとなっておりますが、フェイスブックマネージャーでの音声相談対応を始めております。

多くの実習生が通話機能のない携帯端末を利用しており、フリー電話ダイヤルで電話をしようとしても、公衆電話に行かなきゃいけないとか、そういったことがございますので、こちらは昨年6月22日からでありますけれども、インドネシア語、ミャンマー語で、現在試行しております。今後は、ベトナム語等を追加していくことを検討しております。

また、昨年7月20日には、技能実習生に入国時に配布される技能実習手帳の最新情報を、いつでもどこでも見られるように、また、災害情報や新型コロナウイルス感染症関連等、重要な情報が実習生に直接届くように、プッシュ通知機能を備えたスマートフォン向けアプリをリリースしております。

その他、(資料の)最後にありますけれども、昨年12月28日付で、実習実施者・監理団体向けに依頼文書を発出してしております。

コロナ禍における技能実習の実施にあたっての留意事項、技能実終了後の対応等について、これまでもその都度周知してきたものですが、コロナの影響により、実習実施者の経営悪化等により、技能実習が継続困難となった場合には、雇用調整助成金等の活用が可能であるため、まずは雇用の維持に努めていただくこと、技能実習生からの相談でも多く上がっております、実習生が帰国することとなった場合の帰国旅費については、通常に比べ、帰国旅費が高騰しているなど、いかなる理由があつたとしても、技能実習生に帰国旅費の一部を負担させることは認められないということを改めて周知させていただいております。

(事務局)

続いて、各団体の取組状況、相談窓口を設置している団体が、利用状況や事例についてご紹介いただきたいと思います。

(名古屋市)

名古屋市といたしましては、外国人の方専用の窓口を設けておりませんが、一つだけ事業を紹介させていただきます。

資料をお配りしていなくて、恐縮ですけれども、令和2年度と3年度に、市内の中小企業の方向けに、外国人材を雇用したいですとか、すでに雇用していて少し課題を抱えている企業に、様々な課題に対応した専門家を派遣して支援しております。

支援メニューは、たくさん用意してその中から選んでいただくというような形でやっていますが、よく使われるものとしたしましては、ビジネス日本語の教育、ビジネスマナーの研修、あと日本人の従業員の方向けに伝わる日本語の研修が多く利用されております。あとコンサルといいますか、様々な手続きの相談などでの利用も多くなっております。

コロナの影響もありますので、オンラインも活用しながら、年間15社に対し昨年、今年度と支援を実施してきたところでございます。

(愛知県商工会連合会)

口頭で説明をさせていただきます。

県内の商工会地域のほとんどは小規模事業者でございます、商工会におきましては、小規模事業者の支援というお手伝いを行っているところでございます。

特に特定技能制度につきましては、ご承知の通り特定技能で働く外国人の方々を支援する、登録支援機関がございますが、逆に、技能実習生と企業をサポートします監理団体とは大きく性格と言いますか、役割が異なっております、特に最近耳にしますところでございますが、特定技能で雇用されました事業者におかれまして、特に外国で試験を受けられて、資格を持たれて入国されました外国人を雇用される事業者と、その特定技能者の在留資格を持たれた従業員とのトラブルが結構発生しているというようなことを耳にしているところでございます。

そうしたことから商工会連合会としましては、問題や課題が発生した場合、専門家を通じました支援をさせていただきます。

(中部経済連合会)

今年度の在留外国人、外国人就労者関係の活動といたしましては、いわゆる高度人材を対象を絞りまして、当地域の経済団体である、愛知県経営者協会、中部経済同友会、中部経済連合会の会員様を対象に、企業の考え方や意識について、アンケート調査等を行い、報告書にまとめました。本報告書では、中部地域の産学官で高度外国人材、留学生の支援をされている団体の取組状況についても、数多く紹介しております。

現在、この報告書を広くお配りし、内容を説明しながら、産学官で取り組むべき事柄について、検討している最中でございます。

今後は、技能実習生や定住者の方々の状況など、対象を広げ、産学官連携のつなぎ役として何ができるか検討していく所存です。

(愛知県経営者協会)

経営者協会の方では、今、外国人材の取組という部分では、日本語教育のワーキ

ンググループで少しお話をさせていただいておりますけれども、この地で働いておられる方々の、外国人材のご家族の日本語教育も含めて、企業側でも何がしか支援するような取組ができないかということで、今協会の中では、そういった取組に対する実情を把握するところからですが、検討と実態把握を始めたというところでございます。

それとはまた別になるのですが、直近はコロナ禍でのこの年末に会員企業さんとの情報交換をさせていただいた時には、会員企業の方から、すでに海外の学生さんを実際に採用するというのもう決めている企業さんがいらっしゃるのですが、そういったところが、この2年、実際に受入れることができていない、できずにお待ちいただいている状態と言うような、かなり切実な声はお聞きしております。

水際対策ももちろん大切なところだと思っておりますけれども、実際、そういった方々にご活躍いただいて、企業の活動を回していくという部分もございますので、ぜひとも、こういった人の往来に対して、少しでも、現実的に動きを取れるような環境を整えていただくことをお願いする次第です。

(愛知県中小企業団体中央会)

すみません、資料の方はご用意させていただいてはいないのですが、私どもの方からは、外国人技能実習生を受入れている監理団体の一つである事業協同組合への、私どもの設立支援状況について、ちょっとご紹介させていただこうかなと思います。

一応、昨日までの1月25日現在まで、今年度につきましては、新規の設立相談が全体で43件ありまして、うち、実習生をやりたいということでご相談いただいた件数が35件ということで大体8割ぐらいありました。

実際今年度に入りまして、事業協同組合が設立した件数でございますが、29件ございまして、うち、実習生を目的とした分が28件ということで、こちらも9割以上になっております。

傾向は、昨年、令和2年度全体で見ますと、設立相談は全体で65件あったうちの実習生が54件の相談でありました。設立に関しましても、令和2年度は46件の設立のうち、実習生目的が43件ということで、こちらの方もそれぞれ8割、9割を超えており、大体割合的には変わらない状況ではございますが、件数的には若干下がったかな、というところございまして、やはりコロナ禍が開けたときの実習生の受入れを期待して、相変わらず、設立相談がそこそこあるなといった感覚でございます。

あと、特定技能に関しましては、制度開始当初、結構技能実習生を受入れていらっしゃる組合さんが定款変更して、支援事業ができるように追加した案件は結構ありましたが、また、コロナ禍にあって、結局、実習生が特定技能に移るということで、協同組合の方でも、もうちょっと支援をしたいということで、近年、また、定款変更の相談が増えてきており、そちらの方も、ちょっと具体的な数字の用意はありませんが、支援させていただいているところでございます。

(国際人材協力機構名古屋駐在事務所)

特に資料はありませんが、今までのお話に有った通り入国が出来ないということは多く耳にしております。その状況の中で実習実施者によっては、コロナ禍により体力を奪われ予定していた受入れが難しくなってしまうことや実習生候補者が長期間の待機に疲れ辞退されてしまうといった話などもあるようです。

私どもは、監理団体とのかかわりの方が多いため、協同組合等監理する側の声についてもよくお聞きしております。そこでは、2年入国が滞っている中、帰国は少しずつではあるが進んでいくことや、特定技能への在留資格変更などで監理対象から出ていかれてしまうといった事もあり監理している実習生の減少に伴って、その監理事業を縮小、撤退などを考える所も出ているようです。送出し国の人材育成を考え設立された監理団体など監理事業を主たる事業として行っているところでは、監理対象もなく休業状態ということになっているとも、お聞きしております。

このようなお悩みを聞いておりますので、私どもとしても早期に人の流れが再開する事を願っているところであります。

(愛知県職業能力開発協会)

技能実習生の方が受検する技能検定について申し上げます。

愛知県職業能力開発協会では、外国人材の中の技能実習生に対する国家技能検定を実施しております。

この技能検定につきましては基礎級、随時3級、随時2級という3つの等級に区分されておりまして、それぞれの等級で実技と学科の、両方の試験に合格された方には、合格された級の知事名の合格証書が交付されることになっております。

当協会では、土日祝日、年末年始などを除いて、毎日試験を実施しておりますが、現在では1日に20か所前後で試験を実施しておりまして、毎日50人前後の実習生の方が受検されている状況でございます。

資料10をご覧くださいませでしょうか。入国1年目の1号技能実習が修了するまでに、基礎級技能検定の実技と学科の両方の試験に合格すれば、在留資格が2号技能実習へ移行できます。

令和2年度の基礎級の受検申請者は9,325人で、令和元年度の80%ほどございました。

今年度12月末までの基礎級の受検申請者は、コロナ禍で、新規入国がなかなかできない状況の中、3,272人に留まっております。これは昨年同時期に比べますとわずか36.7%という実績でございました。

さらに、2号技能実習が修了するまでに、随時3級技能検定の実技試験に合格すれば、3号の技能実習に移行ができます。

令和2年度の随時3級の受検申請者は8,039人でありましたが、今年度12月末までの受検申請者は、8,406人となっております。随時3級につきましては、昨年同時期の145.2%となっております。

そして、3号技能実習が修了するまでに、随時2級技能検定の実技試験を受検することになっております。

令和2年度の随時2級の受検申請者は、1,068人でしたが、今年度12月末までの受検申請者は、1,071人で、昨年同時期の144.1%となっております。

また、随時3級、随時2級の試験は、定期に実施する3級2級の試験とほぼ同等の内容となっております。

昨年度から、随時3級、本年度から随時2級の試験の申し込みが本格化して参りましたが、随時2級は試験の準備品が多く、試験も難しいものとなっております。

受検に向けてしっかりと準備をしていただきたいと監理団体等に働きかけを続けているところでございます。

この在留資格変更の節目に、技能評価という意味で、受検が義務化されている随時実施の技能検定試験につきましては、技能実習生の方は、試験は、実技と学科それぞれ2回まで受検可能となっておりますので、1回不合格になっても、2回目に合格すればよいということになっております。

本年度12月末までの基礎級と随時3級及び随時2級を合わせた受検申請者は、12,749人でありまして、昨年同時期に比べて約83%、一昨年と比較しましても94%とコロナによる入国制限の影響を受けた受検申請者数となっております。

(愛知県 (就業促進課))

外国人雇用促進事業における相談窓口の実施状況についてご説明させていただきます。

啓発用のチラシの資料もつけておりますので、併せてご覧いただければと思います。

就業促進課では、定住外国人の雇用を促進するため、2019年度から企業向けの相談窓口、2020年度からは、定住外国人向けの就職相談窓口を設置しております。

企業からの相談件数は、表にありますように、昨年12月末時点で47件であり、内容としましては、外国人雇用を検討しているがどうしたらよいかという相談や、人を雇用したいので外国人求職者を紹介してほしいという相談が多くありました。

それぞれ雇用の際の留意点を説明するほか、就職面接会の案内をするなどにより対応しているところであります。

定住外国人向けの相談件数は、91件となっております。

相談の多くが、求職者からであり、ハローワークでの求職方法などについて説明し、一緒に求人票を検索して仕事を探したり、履歴書の書き方支援などを行っております。

また希望される方に対しましては、キャリアカウンセリングを行い、経歴等を踏まえた職業相談や履歴書の書き方指導、面接対策などを行っております。こうしたキャリアカウンセリングの実施件数は、12月末時点で、69件となっております。

(愛知県 (産業人材育成課))

外国人労働者向けパンフレットですが、こちらは県労働局の労働福祉課が作成しているものでございます。

「知ってる？日本の働くルール日本で安心して働くために」という冊子を作っており、日本で働く際に知っておいて欲しい労働関係法令の基礎知識や、相談窓口等をやさしい日本語で解説しているものでございます。

日本語以外に、英語、ベトナム語、中国語、ポルトガル語を用意しております。

この冊子につきましては、在庫を既に切らしており、その代わりに県の労働福祉課ホームページにおきまして、電子版リーフレットを掲載しておりますので、そちらをご活用いただければと思っております。

(事務局)

これまでの説明に関しまして、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(名古屋出入国在留管理局)

先ほどお話いただきました、商工会連合会さんにお伺いしたいのですが、特定技能の外国人で、海外の試験を受けられて入国された方と、事業者さんとのトラブルが多いというお話をお伺いしましたけれども、具体的にどういった内容でトラブルになっているのでしょうか。

(愛知商工会連合会連合会)

やはり日本に来るということで、現地で特定技能の試験に受かったということで、製造業ですとエンジニアの意識で日本に来られ、日本の習慣行動等を見ながら、例えば給与が少ないのではないかという、当然日本人と同じ給料体系でやっているところではございますが、自分は資格があるんだ。というようなところの食い違いのトラブルがあったということをお伺いしております。

(事務局)

それでは、続いて議事2の意見交換に移りますが、意見交換のテーマにつきましては、事前に構成団体の皆さんにお伺いをしておりまして、名古屋出入国在留管理局さんから、特定技能制度及び水際対策等の現状等についてというテーマご提案がありました。

まずは、特定機能に係る外国人材の受入れ状況等について、各機関からご説明を伺ってから、意見交換を、図って参りたいと思っております。

それでは、東海北陸厚生局さんから順をお願いいたします。

(東海北陸厚生局)

こちらの方では、特段水際対策等については、検疫所でやっているものでコメントすることはないです。お手元の資料の令和4年度の予算状況しか用意しておりませんので、御了承いただきたいと思います。

(中部経済産業局)

資料7について、特定技能について経済産業省では、製造3分野として、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業を対象としております。

資料はホームページに載っておりますが、最近の動きとしましては、7ページの技能実習からの移行が依然、製造業の場合は大半を占めていますが、8・9ページの試験ルートが、試験の合格者の増加に伴い、少しずつではありますが増えております。

足元で言いますと、海外は、タイ、フィリピン、インドネシア、ジャカルタ、ネパール等で、試験実施する予定となっております。国内でも数回、名古屋ですと、2月28日に開催するという予定となっております。一つの試験区分以外の仕事をさせることができないのかと問い合わせを頂きますが、技能実習修了者の方が別の技能分野の試験を受けていただくとその業務にも携わることができますので、ご活用いただければと思っております。

それから、外国人材の活用について、経済産業省の取組をご案内させていただきます。資料は後半に用意しております。

先程来、皆様からのご説明がありましたとおり、経済産業省でも職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションの実現に向けた取組を行っております。例えば、「いいよ」とか「大丈夫」という日本語は、外国人の方には「イエス」とも「ノー」とも捉えられ、コミュニケーションの取り方が仕事の弊害とならないように、教育コンテンツや教材を作成し、ウェブ上で掲載しております。製造現場等で外国人材の方と円滑な職場環境を構築するため、このようなコンテンツや動画もご活用いただけると良いと思います。

次のページ、ジェトロ事業として、「高度外国人材活用プラットフォーム」という、ホームページを作っております。各省庁様々な事業がありますが、ポータルサイトとなっておりますので、採用のマッチング、ジョブフェア、専門家のマッチング型支援等について、こちらのサイトを是非ご活用ください。

(中部運輸局)

私ども中部運輸局は、交通運輸・観光業にかかる各種の事業分野を所管しております。どこの分野も、人手不足問題を抱えています。特定技能制度は、就労の促進にあたり非常にありがたい制度でございます。宿泊業や、自動車整備業、造船業、そういった事業分野に採用されているところでございます。

しかしながら他の分野も非常に人手不足問題を抱えておりまして、もっと分野を増やせないかという事業者からの生の声を聞いておりますので、ご報告させていただきます。

(事務局)

ただいまの説明に関しましてのご質問や、また特定技能に関しましてもご意見等

ございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、次に水際対策について、説明をお願いします。

(名古屋出入国在留管理局)

本日、お配りしております、新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料ということで、バージョンの16を資料としてご用意させていただいております。

こちらの方は、水際対策の内容で、現在入国を制限しておりますが、そういった内容ですとか、あと国内にもうすでに在留されている方々の支援策や、特例措置をとっているようお話、海外に出国されてしまった方々、外国人の方が戻ってくる際の諸手続きで、特例措置をとっているのですが、そういった内容を記載して、お配りしているものになります。

こちらの内容で特にこの水際対策につきましては、コロコロ内容が変わるものですから、なかなか資料制作の方が追いついていません。実はこれ1月13日に関係機関の皆様方にお送りしてはいるのですが、入管庁の所管ではなく、検疫の所管で入国した後の待機の期間が14日から10日に変更になっています。本来であれば資料中、そこも少し触れているので、変更すべき点であるのですが、また入管の所管について変更があった際に、内容の方を訂正させていただきたいと思いますのでご了承ください。

中身の説明をすると時間がないので、簡単に入国制限の概要だけお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置につきましては、現在も162の国、地域に滞在歴のある外国人の方で、上陸申請前の14日以内にそういった地域、国に滞在歴のある方につきましては、特段の事情と呼ばれるものがない限りは、上陸を拒否している状況でございます。

この特段の事情というのは、再入国許可で海外に出られてまた再入国の許可で日本にまた戻ってこられる方々、日本人永住者の配偶者の方々、またそのお子さんの新規の入国、また入国目的に公益性が認められている方々、これはワクチンの開発者等になりますが、その他人道上の配慮の必要がある場合で、そういった方々を特段の事情ということで認めております。

皆さんもご存知の通り、昨年11月になりますが、一旦コロナが収束してきたということで、制限していた水際対策を緩和いたしまして、一定の条件下のもとで、技能実習生や留学生を含む外国人の入国を認めることとしましたが、その後急速なオミクロン株の流行によりまして、再び水際制限を実施している状況でございます。

この制限に伴いまして、在留資格の認定証明書、これは海外の外国人材の方を、呼び寄せる際に事前に審査、入管が発行する証明書になりますが、この取扱いにつきましても、従前から有効期間を通常3ヶ月のところ、6ヶ月に延長する措置を期間限定で設けておりましたが、こちらについても、今般のオミクロン株の流行により、再び、延長措置を講じております。

これらの内容が関連資料ということで、お配りをさせていただいております。

先ほどの特定技能のところ、お話ができなかったのですが、簡単に資料もありますので、お話をさせていただいてよろしいでしょうか。

資料の2番になります。特定技能1号在留外国人数という入管庁から公表させていただいている資料でございます。

こちらは、令和3年の9月末現在ということで、日本国内の特定技能外国人を分野別ですとか、国籍で、統計として公表させていただいております。

9月末の時点では約38,000人ということで、愛知県につきましては特定技能外国人が日本で一番多い県であるということでございます。

今は、先ほど申し上げました入国制限によりまして、外国人の新規の入国者数が激減している状況下にあります、この特定技能外国人につきましては、激増をしております。

簡単な去年の1月から12月末までの速報値としてお話をさせていただきますが、昨年1月の段階では、国内の特定技能外国人が18,613人であったということですが、去年の12月末の時点では、速報値で52,914人ということで、とうとう5万人を超えております。

そして、愛知県下の特定技能外国人につきましても、名古屋入管独自の速報値といたしまして、4,843人ということで、こちらも都道府県で一番多い数となっております。

こういった背景にございましては、やはり、新規の入国が見込めない技能実習生等が、新規で入って来ない状況下で、技能実習等の課程を修了した方々ですとか、留学の過程を修了した外国人が、この特定技能に資格変更をして在留しており、数が激増している状況でございます。

また、この特定技能の状況につきましては、昨年11月に日経新聞から、特定技能2号につきましても記事が掲載されましたが、実はこれ入管庁といたしましては、まだ何も公に公表できる情報がございません。

ただ、当初申し上げました総合的対応策の方で、もう施策の内容にも含まれているのですが、新しい分野ですとか、あと現在あります産業分野で、まだ2号の設定がない分野につきましてはこれを検討するというような内容で記載しておりますので、こちらについては、所管の省庁と入管庁と慎重に話を進めていただいているところでございます。

公表できる段階になりましたら、またお話をさせていただきたいと思っております。

(事務局)

ただいまの説明に関しましてご質問等はございませんでしょうか。

(名古屋出入国在留管理局)

今日、せっかくの機会ですので、こういった水際対策を実施している中で新規の外国人の方の入国が見込めないということで、だからこそう見えてくる課題といえますか、その対応策ですかね。先ほどお話をいただいた内容と若干重複する場面

もあると思うのですが、もしそういった内容で、意見交換等させていただけたらなと思います。もし何かありましたら、ご意見ちょうだいできますでしょうか。

(中部経済連合会)

現在、日本の水際対策が産業界に及ぼす影響について、メディアの情報等を見ながらウォッチしています。先ほど労働局さんから、「令和元年まで毎年ほぼ倍増してきた外国人労働者が、コロナの影響で令和2年はフラットになった。」とのご報告をいただきましたが、「監理団体さんが廃業に追い込まれる」とのお話も先ほど出ていたとおり、最近メディア等至る所で労働力不足など、深刻な問題が起こっているという話を耳にします。労働局さんの数字は令和2年10月とのことですので、その後の1年間で、どのぐらいの数字的なインパクトがあったのか、この175,000人という外国人労働者がどのぐらい少なくなったのかが気になります。

毎年10月末の数字が1月末に公表されるとので、令和3年10月の数字について、速報値的なものとして、どのぐらい数字が落ちているのかお聞きすることは可能でしょうか。

先ほどの入管庁さんから、「技能実習で来られた方が特定技能へ資格を替えて、継続して滞在されるケースなどが増えている」というご報告にありましたように、最近の1年間の動きとして、速報値的な情報があればお伺いしたいです。

更に、労働現場における問題など、具体的な事例について、情報共有させていただければと思います。

(愛知労働局)

令和2年10月のデータしかないのですが、実際は先ほど申し上げた外国人雇用状況報告については、うちの会社で就労していますよという届け出になります。

正直言ってしまうと、先ほど17万5114人というお答えをしたのですがけれども、令和3年10月は、外国人労働者の雇用労働者数が増える見込みです。

ここからは、ちょっとすみません、分析をしっかりしないといけないので、何とも言えないのですが、実は永住者等の身分に基づく在留資格の方々が、実はコロナの影響で、収入が減少している状況で、その配偶者とか、そういう方が働いているというような状況が見受けられるということは一つ言えるのかなと思います。

もっと言うならば、人手不足分野でも、福祉分野、介護、そういうところは、人手不足がずっと続いているという状況は皆さんご存知なのかなと思いますが、外国人の方を雇うにあたって、事業主さんが一番懸念されるのはコミュニケーションと、よく言われます。ただ、介護分野は、仕事の切り分けができて、要は介護の人は介護に専念しましょう。もっと言うならば、清掃とか、ベッドメイキングとか、そういうところは、外国の方でも、やっていただけるのではないのか。という中で、福祉分野では、外国人労働者は増えている。答えになっているかどうか分かりませんが、永住者の就労は増えている。という状況にはあります。

ただ、技能実習生の方がやっぱり農業等に行かれる方っていうのは少ないのかな

と思われませんが、特に先ほど申し上げたように、女性が就労の方に行っている。繰り返しになりますが、収入減によってそういう働く方が、おそらく増えていることが大きな原因じゃないかなと実は思っています。

こんな答えでよろしいでしょうか。

(中部経済連合会)

ありがとうございました。

これは愛知県の状況だと思うのですが、全国においても大体同じような感じなのでしょうか。全体数としては、実は外国人労働者は減っていない。

その内訳が、身分の関係の定住者の方々の就労者が増えて、技能実習ですとか、この専門技術分野の方の数は減っていると。トータルは増えているっていうのは同じ傾向ということでしょうか。

(愛知労働局)

はい。

(中部経済連合会)

そうしますと、外国人の労働力が、水際対策の影響で非常に落ち込み、人手不足が深刻化しているという話をよく聞くのですが、これはいわゆる業種別の話で、技能実習生さんが多い業種については非常に深刻な労働力不足になっているけれども、それ以外のところでは、外国人労働者の数は落ちていないということなり、今年度版の報告書においては、数字だけを見ると誤解してしまう可能性があるということになりますね。

(愛知労働局)

数字だけ見てしまうと、そうおっしゃる通りでございます。

ただ、言えるのは、日本人も同じかもしれませんが、今まで労働力として活躍されてみえなかった方が、外国人の方も同じで、日本人も女性の方が、という話ですが、そういう方が労働力として活躍の場に出てきているというのは、あるのかな、と言えると思います。

(中部経済連合会)

貴重な情報を共有いただきまして、ありがとうございました。

(事務局)

その他ご質問等はございませんでしょうか。

せっかくの機会でございますので、何かご発言がある方はいらっしゃいませんか。

(東海北陸厚生局)

先ほど、水際対策の事はお答えできないってことにしましたけれども、特定技能の方の介護の方の話が先ほどちょっと出ましたので、せっかくですのでお配りしている資料のご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

資料5になります。

毎回こういう機会にお配りさせていただいている資料になりますけれども、外国人介護人材の受入れについてのご説明となります。

介護分野の特定技能の制度につきましては、平成31年4月に創設されておりまして、一定以上の日本語能力を有していることに加え、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験で、日本で介護業務ができる仕組みになっております。

これは資料の2ページから4ページになっております。

また、E P A介護福祉士候補者の実習2号修了者においては一定の要件を満たした場合、試験を免除され、特定技能の在留者に移行することが可能となっております。

5ページになりますけれども、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験につきましては、平成31年4月1日を皮切りに、カンボジア、インドネシア、ネパール、国内、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカにおいて順次実施されておりまして、令和3年11月までに、介護技能評価試験に25,875名、介護日本語評価試験に27,388名の方が合格されております。

また、今後ベトナムなどを実施環境が整った国から順次実施していく状況でございます。

なお、評価試験についての学習テキストを日本語に加え、9カ国語で作成しております。

7ページになりますけれども、これにより多くの介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の合格者が出ておりますので、都道府県が実施主体となって、地域医療介護総合確保基金により、介護施設等の特定技能による就労希望者のマッチングを適切に行った場合の費用補助を実施しております。

留学希望者や、特定技能による就労希望者の円滑な受入れ支援体制の構築を行っております。

この点で1点自治体のマッチング支援の事例としましては、愛知県の隣の岐阜県が、国の基金のメニューを活用して、特定技能による就労希望者等と県内介護事業者等のマッチングを行うため、県から委託を受けたマッチング支援団体により、県内介護事業者等と送出し国の関係機関との相互情報提供や合同面接会を実施しています。

これは、いつものご紹介ですけれども、お役立ちツールということで、資料の9ページ以降になりますけれども、7点御提供しているのもので、ご紹介します。1点目は、日本語学習支援ツールとしましてWebコンテンツを用意しております。これは10ページになりますけれども、登録すれば無料で誰でもインターネット上で、介護で使う日本語を絵や文字を使ってもらえるというものです。

2点目ですけれども、11ページになりますが、介護現場で使える日本語のテキス

ト、これは入学される方は日本語を勉強されて、日本にいらしてはいますが、実際に介護の現場で働くにあたり、必要な日本語、介護の現場の言葉を確認していただくため、こちらは無償で厚生労働省のホームページからダウンロードができるようになっております。

12ページにありますけれども、3点目として、介護現場で働く外国人のための無料相談窓口を設けております。これは例えば社会保険や住民税の仕組みなどについて、よくわからないなどの生活支援や雇用契約書の内容がよくわからないといった労働条件に関する相談について、日本語他11か国言語で、フリーダイヤルの電話相談に対応しております。

13ページになりますけれども、4点目といたしまして、介護現場で働く外国人や、介護福祉士養成施設で介護の勉強している留学生などを対象に交流会を開催しております。今年度は昨年度に引き続き、オンラインで実施しておりますけれども、まだ日程が残っていることから、参加という方がいらっしゃれば、資料に記載しております。

13ページですけれども、国際厚生事業団について、14ページになりますが、5点目で、介護分野における特定技能制度や外国人介護人材の受入れに関する最終動向について、説明動画を作成しております。これも国際厚生事業のホームページからご覧いただくことができます。

15ページですけれども、6点目といたしまして、特定技能制度のわかりやすい周知を目的として、外国人介護職員の声に関する、介護事業者向けのガイドブックや、外国人の活躍支援、行政上の経営事例などをまとめたガイドブックが発行され、これは介護分野で働く外国人が増えていることを踏まえ、介護事業者向けに外国人介護職員を雇用するに当たり、関連する各種の仕組みを掲載しています。

16ページにありますけれども、7点目といたしまして、日本の外部や特定技能制度を海外に出てPRを行うため、高度事業者において、公式サイトを作成し、コンテンツを掲載しているほか、インドネシア等に関心がある人を対象に、オンラインの説明会を開催しております。

2点目、6点目につきましては、厚生労働省のホームページから確認していただけるようになっております。

以上7点を、当初の補助事業として実施しており、外国人の労働環境整備をしているところです。

最後になりますけれども18ページの、令和4年度予算案ですけれども、状況について簡単にご説明します。

スライド19枚目、19ページ。外国人介護人材関連予算一覧となっております、枠で囲っているのが自治体においてご活用いただけるメニューとなっております。

外国人介護人材受入環境整備事業では、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労、定着できるよう自治体向け、民間団体向けの補助を通じて、その経営環境の整備を推進することとしております。

また地域医療介護総合確保基金のメニューにある、外国人介護人材受入施設等環

境整備事業として、コミュニケーション支援、資格取得支援、生活支援、教員の質の向上支援を行っております。

厚生労働省といたしましては、これまでご説明をさせていただいたような取組を行うことにより、外国の方々が介護施設に安心して就職できるような体制を整えていきたいと考えています。

これは主に本省の社会・援護局の方でやっております。以上、簡単ですが、お時間いただきましてありがとうございました。

(愛知県 (就業促進課))

本日は、皆様から大変貴重な情報やご意見をいただき、誠にありがとうございました。

次回の事務局は私共になりますので、次回のお話をさせていただきます。労働環境ワーキンググループにつきましては、来年度の開催となりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日いただきました皆様のご発言を踏まえ、相互連携の取組を進めて参りたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それではこれもちまして、本日の会議を終了させていただきます。